

# イギリス検察庁の現在

— ウェストミッドランド地区首席検事とのインタビュー —

小 山 雅 亀

## 目 次

### I. はじめに

### II. インタビューの内容

## I. はじめに

### A 本インタビューについて

筆者は、2007年9月より2008年8月にかけて、イギリスのバーミンガム大学において在外研究を行った。その際に、バーミンガム市を含むウェストミッドランド地区検察庁<sup>(1)</sup>の首席検事（Chief Crown Prosecutor=CCP）であるDavid Blundell氏にインタビューする機会を得た<sup>(2)</sup>。筆者は、主としてイギリス検察庁の近年の動向を確認する意図から質問を試みたが、多忙であるにもかかわらず、Blundell氏はほぼ2時間にわたって様々な事柄について——場合によってはこちらの質問の趣旨を超えてまで——詳細な説明をくわえられた。筆

---

(1) この検察庁は、(総人口の約20%という)多数のマイノリティを含む人口約260万人の地区——イギリスで2番目に大きい——をカバーしている。そのスタッフは約540名で、そのうち189名が法律家からなっている（Area information in “The CPS in West Midlands and You”）。

(2) ウェストミッドランド検察庁（バーミンガム市）において、2008年7月17日午前10時より約2時間のインタビューであった。

者は（現在執筆中の）論文においてこのインタビューを引用しようと考えていたが、インタビューそのものに（論文に引用しきれない）多様で重要な情報も含まれているように思われるので、その際のインタビュー記録全体の翻訳を掲載しようかと判断するにいたった。

本文中イタリックで表記したものはこちらの質問であり、また、Blundell氏の説明の趣旨がわかりやすくなるように、適宜訳者の注を付している。なお、本稿がインタビューの録音を书面化したものを翻訳したものであるという性格から<sup>(3)</sup>、質問と回答、また、説明の前後等に必ずしも整合性が見られない個所も存在する。しかし、それらの点を抑えたくうえで、あえて直訳を試みた次第である。

## B イギリスの刑事訴追制度の概略

私人訴追主義の伝統にたつイギリスにおいて、伝統的には捜査を行った警察が——多くの場合訴追担当ソリシタを利用して——多くの訴追をも担当してきた。これに対して (1) ①精力的な捜査と②客観的な評価を要する訴追とを混同している、(2) 訴追が独立・公平・公正たるべしという原則に反している（ように見える）といった批判が強くなり、これらの批判に対する回答として王立委員会の勧告（the Philips Royal Commission）にも支えられて、1986年にイギリス検察庁（Crown Prosecution Service=CPS）がその活動を開始した<sup>(4)</sup>。当初のCPSの性格は、一言でいえば「ソリシタ対依頼人関係」を解消した訴追担当ソリシタともいべきものであった。すなわち、CPSの検事（Crown Prosecutor=CP）は、警察が告発した事件を引継いで、警察から独立して書面のみに基づき受動的に審査して必要なら事件を打ち切り、さらに下位裁判所であるマジストレイト裁判所においての弁論を担当するという権限を有するのみで、（助言を求められた場合を別として）捜査に関わる権限はなく、告発そのもの

(3) インタビューの設定および録音した音声から书面化するに際し、パーミンガム大学のボールドウィン教授（Professor John Baldwin）より多大なご助力を得たことを報告するとともに、感謝の意を表したい。

(4) CPSの設立の経緯については、拙稿『イギリスの訴追制度』（1995年）43頁以下参照。

の判断権限を持たず、さらには、重大事件を審判する刑事法院以上の裁判所における弁論権も認められていなかった<sup>(5)</sup>。しかし、その後さまざまな経緯を経て、次第にその権限は拡張され、現在では本文中にも示されているように、(権限としてではないが)捜査にも積極的に関与し、告発についての実質的な判断権を有し、上位裁判所での弁論権をも行使できるようになってきている<sup>(6)</sup>。

上記のような権限の拡張にも呼応して、その人的資源も大幅に拡張されてきている。当初は——現在では明らかに必要な人的資源を不当に下算したものであり、創設期のCPSが直面した諸問題の原因の一つと解されているが——法律家1593名・非法律家2131名(しかも20%以上の欠員)という規模でスタートしたが<sup>(7)</sup>、現在では法律家2913名・非法律家4946名とマンパワーに関しては当初のほぼ倍の規模になっている<sup>(8)</sup>。また、その組織についても——後の注(28)でも説明するように——何度もの大幅な変更を被ってきている。しかし、Blundell氏が述べるように、さらなる組織の変更が進行中であり(実員は縮小傾向にあるようである)<sup>(9)</sup>、また、上述した権限の拡張に対する揺り戻しともいえる権限縮小方向での提案もなされているようであり、CPSはいまだ安定状態にあるとはいえないようである<sup>(10)</sup>。

(5) CPSの創設から90年代初期までの動きについては、拙稿・前掲書(前注(4))109頁以下参照。

(6) CPSの権限の拡張およびその背景についての概略的紹介として、拙稿「イギリスの刑事訴訟制度の動向」西南学院大学法学論集35巻3=4号(2003年)129頁以下参照。

(7) 拙稿・前掲書(前注(4))166頁表8参照(なお、同表のCPS創設時の法律家定員の数値は、本稿に示したものが正しい)。

(8) CPS, “Annual Report 2007/8” (2008), at 7.

(9) Id. At 7.

(10) なお、イギリスでは我が国と異なり、被告人(defendant)と被疑者(suspect)という文言は——告発(charge)という概念が我が国の起訴とずれているためもあって——必ずしも厳密に使い分けられているわけではなく、Blundell氏の説明にも両者を互換的な概念として用いている場合がある。したがって、翻訳に際しては——明らかに被疑者のみを意味する場合を除いて——両者を合わせて被告人という文言を用いている。

## II. インタビューの内容

### A 予備的な質問

(1) CPSのウェストミッドランドはいくつの指定警察署 (*designated police station*)<sup>(11)</sup> を管轄しているのですか？

その数は20です。ウェストミッドランド地区は警察によって21の捜査活動組織 (Operational Command Units=OCU) に区分されています。ただ、2つの組織は小規模なので、両者を担当するために、我々 (CPS) は告発について助言する検事を一人置いています。それで、現時点においては、2つの組織を担当する検事を含めて20名の検事を配置しています。彼らは、事件とくにやや複雑な事件につき警察と一緒に告発前の判断を行うことを任務としており、当番検事 (Duty Prosecutor)<sup>(12)</sup> とも呼ばれることがあります。

(2) 刑事司法部 (*Criminal Justice Units=CJS*) はどこにあるのですか。すなわち警察署にあるのですか、それともCPSの建物の中にあるのですか。

両方ともに存在します。3つはCPSの中にあります。すなわち、一つはバーミンガムのこの建物の中に、(そして地図を示しながら) 地区の右側のはコベントリーに、左側のはウォルバーハンプトンにあります。この3つのCJSでは警察のスタッフが働いており、また残りの7つは警察署の中にあります。このように警察が我々のところに移動してきたものと、我々が警察署に移動したものとを合わせて、10のグライドウェル組織 (Glidewell Units) と呼ばれるものがあります。これは、グライドウェル報告書が「我々は警察ともっと緊密に活動すべきである」と勧告したことの結果だからです<sup>(13)</sup>。つまり、我々は10の刑事司法部を持ち、その3つはCPSに、また、その7つは警察署にあります。

---

(11) 被逮捕者はただちに指定警察署に引致され、そこで所定の手続きを受けることになる (The Police and Criminal Evidence Act 1984, s30.)。

(12) その任務につき、DPP, "The Director's Guidance on Charging" (3d. ed. 2007), paras. 5.1-5.8.

(13) 主としてマジストレイト裁判所での手続きに関わる組織である刑事司法部およびその創設を導いたグライドウェル報告書については、拙稿・前掲論文 (前注 (6)) 148-9頁参照。

(2a) 刑事司法部の構成員は誰ですか。

刑事司法部は、検事、ケースワーカー、事務官そして（主として私服の）警察のスタッフによって構成されており、ファイルの作成、証拠の収集、事件結果の検討等をその任務とします。

あなたの最初の2つの質問に関連して、おそらく近い将来において変化が生じるであろうと思います。なぜなら、(第1に) 刑事司法部の創設時点と比べると、我々の事件負担は減少してきており、20人もの検事を警察のために貼り付けておくことが難しくなってきたためです。ほぼ4年前には、我々は治安判事裁判所において9万2千の事件を扱っていましたが、現在ではその数は6万1千件にまで減少しています。我々が政府から得る資金は我々が扱う仕事量に基づいていますから、我々の財政的基盤は弱まっています。それで20人もの法律家をこのような形で利用することはできないのです。変化をもたらすことになる第2の要因は、現在CPSのコンピュータを警察のそれとリンクさせようとしていることです。現在警察ごとに違ったシステムが採用されているのですが、それらをリンクすることは可能なのです。今から今年の12月までの間に、コンピュータシステムをリンクさせる予定であり、結果として警察は我々に電子化されたファイルを送付することができるようになります。(現在のように) コピーされたファイルがガイドウェル組織によって扱われる代わりに、我々は電子化されたファイルを得ることになります。そのことは我々と警察との関係に影響を及ぼすことになるでしょう。その影響を現時点で予測するのは早計ですが、とにかく電子ファイルは現在のファイルとは全く異なっており、その運用は全く異なったものとなるはずです。

(2b) 先ほど取扱事件数の大幅な減少に言及がなされました。しかし、「司法のギャップ」(justice gap)<sup>(4)</sup>を縮小することについて多くの議論がなされてきました。何が事件数の減少をもたらしたのでしょうか。

---

(14) 警察で記録された犯罪件数と犯罪者が司法手続きによって処理された件数とのギャップを意味し、このギャップを小さくすることが刑事司法システムの有効性の尺度であり、犯罪抑制のための努力における成功の指標であるとされている (CJS, “Narrowing the Justice Gap” (2002), at 3; CJS, “Justice for All” (2002), para.1.5.)。イギリスの近年における刑事司法改革の重要なキーワードである。

ウェストミッドランドの警察が述べているように、そしてバスやタクシーの掲示にも示されているように、現在犯罪は過去18年間で最低の水準となっています。若干の例外はあるにせよ、犯罪は減少してきています。我々の仕事が減少してきた理由の一つは、現在警察が固定罰金の告知 (fixed penalty notice) を行えるためです。それは、誰かが低レベルの犯罪を犯したことを記載したチケットで、これに同意すれば、警察にではなく裁判所に40ないし80ポンドを支払うというものです<sup>(15)</sup>。この事実は記録されますが、前科 (criminal conviction) としては数えられません。以前我々 (CPS) は、これらの事件をも扱ってきましたが、今は扱うことはありません。警察と裁判所によって処理されているのです。また、このチケットで扱われるものよりも幾分重大な事件については、警察は初犯である場合に警告 (caution) で処理するように勧められています<sup>(16)</sup>。犯人が当該犯罪を認め、以前犯罪にかかわっていなかったとすれば、警察は警察署において警告で処理することになるでしょう。非常に多数の犯罪がこのように警告によって処理されています。さらに、裁判所に至る前にはもう一つの関門があります。それは、被害者に謝罪の手紙を書くということなどを条件とする「条件付き警告」 (conditional caution) というものです<sup>(17)</sup>。たとえば、自動車や家屋の壁等の他人の財産に対して損害を与えたとすれば、賠

(15) 以前は、駐車違反についてのみ適用が可能であったが、1980年代以降次第に拡張されて、超過速度がさほどではないスピード違反等を含めて幅広い交通犯罪に適用が可能となっている (J. Sprack, *A Practical Approach to Criminal Procedure* (10<sup>th</sup> ed. 2004), paras. 4.15-4.16.)。

(16) 成人 (18歳以上) の場合には、①告発の基準でもある「有罪判決の合理的期待」 (realistic prospect of guilty) という要件を充足するだけの証拠が存在し、②犯人が有罪たることを自認し、③犯人が十分な情報に基づいて同意したこと (少年については要件がさらに加重)、を条件として警察は警告で事件を処理することができる (Home Office, *The Cautioning of Offenders* (HO Circular 30/2005), para.19)。王立委員会 (the Philips Royal Commission) による警告活用の勧告及び同提案の政府による支持の結果として、90年代にその利用はピークを迎えたが、その後は政府のスタンスの変化もあってやや減少気味である。ただし2000年以降においても、正式起訴可能犯罪 (ある程度重大な犯罪) について、成人男子では20~30%が、成人女子では40%が警告によって処理されている (A. Sanders and R. Young, *Criminal Justice* (3d.ed., 2007), at 346-352)。

償金を支払う必要があります。弁護人は警察とこれについて同意することができます。その後の段階で我々はこれらの事件にかかわりますが、事件が裁判所に進むことはありません。犯人は謝罪の手紙を書き壁や自動車の修理のために100ポンドを支払うでしょう。その事実は記録されますが、やはり前科としては数えられません。スコットランドを含めて多くの国は検察官が科し得る罰金という制度を有しているために、今後この条件付き警告という制度は政府によって利用が促される可能性があります。このことは、これらの事件が裁判所にまで進まないことを意味します。裁判所から事件を排除するようとの圧力が存在しているのです。それで、我々が取扱う事件数の減少は2つの要素の組み合わせによって説明できるわけです。つまり、①犯罪件数の実際の減少<sup>(18)</sup>と②裁判所に至らずCPSが法廷で扱うことのない事件の存在、という要素なのです。

(2b) なぜ犯罪が減少したといえるのでしょうか。

指摘されている理由の一つは、この10ないし20年間の経済が好調で多くの人が職に就いていたという事実です。職に就いている限り犯罪を犯す可能性は低くなるということです。また、ある種の犯罪はシステムによって防止されるようになってきました。例えば多くの人々が二重窓、鍵、警報器そして灯火等を整備した結果として、住宅に忍び込むことが難しくなり侵入窃盗 (burglary) が減少しました。ステレオ、CDそしてDVDも次第に自動車に組み込まれるようになり、これらのものを盗むことも難しくなり、また盗んでも暗証

---

(17) 上記の(単純な)警告の要件に加えて一定の要件を充足した限りにおいて、訴追者(通常の場合検事)の承認を得た上で、警察は条件付き警告を行うことができるようにされた(the Criminal Justice Act 2003, s 23)。条件付き警告とは、犯罪に関して発せられ、犯罪者が順守すべき条件を付した警告であり、この条件に合理的な理由なく違反すれば、(条件違反を理由としてではなく)元の犯罪で訴追され得るとするものである(the same Act, s22)。その詳細は実務規範に委ねられているが(the same Act, s25)、同規範もすでに制定されて実施されるに至っている(CJS, Conditional Cautioning: Code of Practice (2004))。

(18) 警察によって記録された犯罪——特に財産犯——は、統計上90年代前・中半をピークとしてその後は大幅に減少してきている(A. Nicolas, C. Kershaw and A. Walker, "Crime in England and Wales 2006/7" (Home Office 2007), at 25)。

コードがない限りそれを使用できないようになってきました。暗証コードが解らない限りそれらを使用できないわけですから、売ることができず盗んでも値打ちがないということになり、多くの自動車犯罪は減少してきています。現在の自動車に関連する深刻な窃盗は衛星誘導装置（mobile satellite=SATNAVs）をめぐるものですが、これも次第に自動車本体に組み込まれるようになり、盗まれるのはダッシュボードに置かれタバコ点火装置に接続されているようなタイプのもが多くなっています。このように、犯罪の減少を説明するための多くの要因があるのですが、世界中の経済環境に変化が生じ人々が職を失うようになれば、犯罪という問題は再度増加すると感じられます。

これまで警察が採ってきた手段のうちには、大きな成功を収めたものがあります。家庭内暴力（DV）は我々の職務のかかなりの部分を占めるものですが、警察はこの問題を真剣に受け留めています。警察は取り扱っている事件を評価して、（保護観察当局、慈善活動組織およびこの種の人々と協力しての危険評価手続きを通して）もし一層の犯罪の危険があると解すれば、住宅を訪問するようになっています。以前はなかったことですが、このように訪問して被害者に問題が生じていないかを確認し、また、定期的な訪問を通して、（被害防止に）積極的な効果を及ぼしています。家庭内暴力型の謀殺事件は年間21件前後でしたが、現在では2～3件にまで減少しています。

ここバーミンガムの他、マージーサイド、マンチェスターそしてロンドンでは銃器とギャング犯罪という問題に悩まされており、この4つの都市は政府によって指定され、銃器やギャングそしてそれに関連する犯罪に取り組む為の特別な資金を提供されています。警察はこの問題に取り組む為に他の関係諸機関と協力しています。実際に裁判所にまでいたるという法の執行の側面については大きな成果が上がっているということができ、この地区においても40～50名の者が、謀殺、強盗およびその未遂等を理由として長期の拘禁刑を言い渡されてきました。その結果もあって、この2～3年の間に、銃の発砲や謀殺の件数は劇的に減少しています。ここでは例を挙げたにとどまりますが、いずれこの点に言及する論文や単行本が現れてくるだろうと考えています。とにかく犯罪は減少しているのです。

犯罪を記録しないという方式については若干の懸念があり、あまり大きな声では言えないのですが、とくにナイフに関連した犯罪の不記録という点に懸念を有しています。私が経験した若干の例を挙げますと、法廷にナイフを持ち込もうとする者が、空港にあるようなスキャナーによってそれを発見されましたが、保安担当者はそれを取り上げて警察に提出するだけでした。それで、ナイフは法廷に持ち込まれず、犯罪として現れることもありませんでした。しかし、ナイフを携帯して法廷に入ろうとする者は捜査の対象とされるべきです。政府はすべての警察に対して犯罪件数を減少させるように目標設定をしていますが、これは犯罪を記録しないことによって——ほんのわずかでしょうが——達成可能とされているのです。

このような慣行の結果もあって、我々が公衆に対して犯罪が減少していると発表しても、信じてくれないといった事態が生じています。世論調査機関であるMORIは、犯罪件数に着目・分析し公衆の信頼レベルと比較したうえで、公衆は政府をまたそれが示す犯罪に関する数値をも信用していないが故に、政府は犯罪件数の公表をやめるべきであると勧告しました<sup>(19)</sup>。その指摘するところによれば、もしも政府から独立した機関が犯罪に関する数値を発表することになれば、それが政治的なものでないとして公衆が信用してくれる可能性が高まるであろうというのです。

しかし単純な事実として、我々の事件負担は減少しており、そのための資源は減少しています。これまでと同じレベルの資金を得られないであろうが故に、20名もの職員を外部に配置することはできません。この数年間に行ってきた方法とは異なる職務遂行の方法を見つけなければならないのです。

(3) 公判部 (*trial unit*)<sup>(20)</sup> はどこに設置されているのですか。また、その構成員は誰ですか。

ご承知のとおり、わが国においては、95%の事件はマジストレイト裁判所

---

(19) Ipsos MORI, "Closing the Gaps---Crime & Public Perceptions" (Jan. 2008), at 9.

(20) 重大事件の準備と法廷での活動に責任を負う公判部については、拙稿・前掲論文（前注(6)）153-4頁参照。

(Magistrates' court) によって処理され、刑事法院 (Crown Court) で処理されるのは重大な事件のみです。CPSは数か月前にマジストレイト裁判所での活動について従来と違った方式を導入しました。従来我々は一人の検事に特定の事件(複数)を割り当て、この検事がこれらの事件を扱い、どの証人が必要となるか等について警察に助言を与えていました。この方式をアメリカ人は「垂直型訴追方式」(vertical prosecuting)と呼び、我々は「ゆりかごから墓場」方式(cradle to grave)と呼んできました。しかしこのシステムは予定していたようにはうまく機能しませんでした。検事は法廷での義務があり、年次休暇やトレーニングコースへの出席、さらには病気等のために休まざるを得ない場合があり、その場合にはだれか他の人が機転を利かせてくれない限り、当該事件の担当者がないといった事態が生じるためです。そのために我々は、最適ビジネス(optimum business)モデルを採用するにいたりました<sup>(21)</sup>。ここでは法曹とケースワーカーそしてマネージャーが、公判のために事前にしておかなければならないすべての問題や回答を必要とする連絡に責任を負う、つまり、日常的なことはすべてそこで行われるようにしたのです。1~2週間かけて事件を処理するのではなく、数時間あるいはせめて1日以内で事件を処理するようにしました。ここで処理されない事件はかなり複雑な事件だけであり、約20%の事件だけが「ゆりかごから墓場」型システムによって扱われています。逆にいえば80%は別の方式によって扱われているのです。

結果として、我々はマジストレイト裁判所の事件を取り扱う部署と、刑事法院に至る5%の事件を扱う部署を持っています。そして刑事法院においては、法律家が、事件の準備を行い、警察と協働し、必要な証拠を割り出し、証拠を固めるという働きをしています。彼らが弁護側に書面を送付して、事件は刑事法院に付託されたこととなります。当然の結果として、彼らは刑事法院での弁論を行うよう希望するわけですが、現在のところは主としてペーパーワークだけに従事しています。

---

(21) マジストレイト裁判所における効率性・有効性を向上させる最善の慣行を発見するために導入され、成功した慣行が全国展開される。現在刑事法院への導入も検討中である(CPS, supra note 8, at 14)。

彼らのほかに、主として刑事法院での弁論のみを担当する少数の法律家も存在しています。周知のように、数年前までは我々は刑事法院での弁論を担当することができず、(外部の) バリスタに依頼していました。ここバーミンガムにおいては、どの事務所 (chamber) に依頼するかのだけが問題だったのです。我々は職員であるケースワーカーをしてバリスタを支援させていましたが、具体的には彼はノートを録り、証人とバリスタの間の連絡を取り、事件の進行状況について情報を提供し、問題について説明する等の任務を担当していました。ただ、我々は弁論担当者として法廷に立つことはできない、つまり、刑事法院での弁論権を持ってなかったのです。しかし政府はこの点に変更をくわえたため、我々は職員を弁論担当者として訓練しています。一定の訓練についての基準を満たす限り法廷での弁論を担当することが可能なのです<sup>(22)</sup>。(いまだ達成できていませんが) 我々の目標は、(従来の方式の下で) バリスタに支払うことになる金額の25%を節減することです。今年はおそらく20%程度の節減に留まるだろうと考えています。それは、資質と経験に照らして彼ら (CPS内部の法律家) が扱うのにふさわしい事件のみを担当させ、その準備ができていない事件を担当させてはいないためです。我々 (CPS) のところにも弁論権を有する少数の法律家がいるのですが、その経験は豊富とは言えません。また、我々は少数のバリスタをも雇用しており、彼らは (外部のバリスタの代わりに) その任務を果たしていますが、今後はより経験豊富な人々を採用することによって (内部で弁論を提供する割合を) 高めてゆきたいと考えています。

バリスタは経験のないレベル1からスタートし、有罪答弁がなされた事件お

---

(22) 刑事法院以上の上位裁判所における弁論権 (right of audience) は「独立したバリスタ」によって独占されていた。つまり、ソリシタにはその権限がなく、また、バリスタであっても雇用されている者にはその権限が認められていなかった。しかし、90年代以降次第にこの制約は緩和され、1999年司法アクセス法 (the Access to Justice Act 1999) は、雇用された法曹 (バリスタおよびソリシタ) にも——一定の条件充足を前提として——弁論権を認めるにいたった。この動きについては、拙稿・前掲論文 (前注 (6)) 146-7頁および拙稿「イギリス刑事法律扶助制度の変容」大野古希祝賀『刑事法学の潮流と展望』(2000年) 463頁以下参照。なお、「イギリス」全土で、弁論権を有する検事の数には2008年3月時点で945名に達し、年間約6千件の事件を扱っている (CPS, *supra* note 8, at 16)。

よび量刑のために付託された事件のみを担当し、それからレベル2に昇級します。経験を積み複雑な事件を担当している者にレベル3が認められます。レベル4になると、十分な経験を積み非常に有能で、すべての担当が可能ということになり、レベル5では勅撰弁護士（Queen's Counsel=QC）ということになります。我々が雇用している法律家の大多数はレベル1か2で、レベル3に達しているのは1～2名です。したがって、彼らが担当するのは有罪答弁、公判に至る事件の運営、量刑、マジストレイト裁判所からの——完全な再審理であれ量刑に対するものであれ——上訴ということになります。現在彼らは一定の経費の節減をもたらすとともに経験を積んでいるところですが、望むらくはレベル2の人々が早急にレベル3に到達することを願っています。また、この部門を強化するために、開業中のバリスタをCPSに雇用することも可能です。

しかしながら、このような動きはバリスタとの厳しい緊張関係を、またそれほどではないにせよ裁判官——彼らは就任前に通常バリスタの経験を持つ——との緊張を引き起こしています。現在では、CPSの検事が刑事法院に（弁論担当者として）出廷するだけでなく、弁護側のソリシタも刑事法院での弁論権を行使することがあります。ごく少数のCPSに雇用されているバリスタ資格を有する検事は非常に有能で、勅撰弁護士が弁護を担当している事件においても事件を担当しています。開業バリスタは明らかに2つのグループ（訴追側と弁護側）から締め出されていると感じています。カーター卿（Lord Carter）による法律扶助の報酬についての調査があったことはご存知でしょう<sup>(23)</sup>。カーター卿は、多数の政府の調査を担当し、政府が欲している勧告を提案してきました。彼がバリスタ報酬の増額を提案して以来、バリスタは当初はそれを歓迎してきました。ある推測によれば、この勧告はバリスタを法律扶助改革に反対させな

(23) Lord Carter's Review of Legal Aid Procurement, "Legal Aid--- A market-based approach to reform" (July 2006) . 本調査報告書の基本的立場は、入手可能なコストによって、維持可能で高質の法律扶助を提供するために市場主義的なアプローチを採用するものであるが（特に競争入札制の採用提案）、バリスタに適用される修正段階報酬制については従前より約16%高い報酬額を提案していた（The Bar Council, "Carter Report on Legal Aid---Bar Response" (13<sup>th</sup> July 2006) ; M. Zander, *The Cases and Materials on the English Legal System* (10<sup>th</sup> ed. 2007), at 618）。

いようにさせ、長年にわたって法律扶助報酬が据え置かれてきたことに不満を抱くソリシタからの抵抗に力を集中することを目的とするものであったといわれています。しかし実際に生じた結果は、ソリシタは増額されたバリスタの報酬（弁論に対する報酬）に注目して自らその報酬を得ようとするようになりました。私自身としては、その目的がなんであったのかは判りませんが、とにかく刑事法院における（バリスタからの）圧力は存在します。

あなたがここを再度訪れてその活動を見てくれることを望みます。見てくれば理解は容易になる点が多いでしょう。刑事法院では5%の事件を扱っているにすぎませんが、そのペーパーワークはそこを担当する法律家によってなされ、彼らは刑事法院ではバリスタとともに主として弁論担当者として活動します。これが今日の活動方式ですが、これは1年前の「ゆり籠から墓場」型の活動が中心であった方式とは全く異なっています。「ゆり籠から墓場」方式は機能していなかったのですが、そのように活動すべきものであるといわれるのに慣れており、思考を停止させて単にその方式を前提に機能させようと試みてきました。その後誰かがインスピレーションを得て、もっと良い活動方式があると指摘したわけで、おそらくこの新方式は日常的な事件を素早く迅速に扱う点ですぐれているでしょう。それは機能していますし、心理学的にみても、刑事法院での事件を担当する法律家（CP）が法廷から帰ると机の上に沢山のファイル・ノートがそしてEメールがあるというのではなく、その大部分がCPSの他の場所で処理されるので、プラスに作用しています。彼らは仕事に満足し圧迫が減少し、弁論にも責任を負う20%の事件に対処することが可能となっているのです。

(4) ここには20の告発センター (*charging centre*) があり、告発前に対面式の助言を与えていると聞いています。そこではどのような人々が働いているのでしょうか。

最初に述べたとおり、それぞれを毎日一人の法律家がカバーしています。ただ、もはや20人を提供することができないので、その数を減らすつもりです。しかし、現時点では1日20名の法律家はその任務に就いています。夜間や週末といった法律家を配置することができない時間には、警察は、CPSダイレクト

と呼ばれる番号に電話をかけることができます。そこでは150～170名の法律家が電話の呼び出しに応じるよう配置されており、自宅に事務所を持ち、装備の一式——ファックス、電話、メール等——を備えています。普通のコールセンター方式と同様に、(不通の場合)次の利用可能な担当者に電話がかかるようになっています。バーミンガムから夜間に告発の判断について助言を得るために電話をかけた警察官は、100マイルも200マイルも離れた誰かと話をするようになるのです。すなわち、地域の法律家ではなくイングランドおよびウェールズのどこかにいる法律家と話すわけです。法律家が詰めている地域の告発センターと夜間および週末における電話による相談との組合せによって、我々は1年中24時間警察に告発についての助言を提供しているのです<sup>(24)</sup>。警察は、単純で簡単な事件を除いては我々の助言を求めなければならないからです。

(5) ここには何名の指定検察事務官 (*designated case worker*) がいるのですか。

ここには現在ほぼ34～35名が勤務していますが、その名称は変わりました。確かに以前は「指定検察事務官」と呼ばれていたのですが、現在では「副検事」(*Associate Prosecutor*) と呼ばれています<sup>(25)</sup>。まったく同じ人々なのですが、その名称が変わったわけです。拘禁刑を伴わない限り、彼らに略式の公判手続きを担当させることを可能にする法律が制定されました。彼らは一種のパラリーガル、つまり法律家ではありませんが法的訓練を経ているのです。実際彼らはよくやっています。ただ、弁護側のパラリーガルについてみると、法律専門職員 (*Legal Executive*) と呼ばれる人々が——拘禁刑の有無にかかわらず——マジストレイト裁判所での公判を担当しています。それで、いつの日か副検事の権限も彼らと同じ程度にまで拡張されることになるのではないかと感じています。ほとんど確実なことに思われるのですが、最終的には、マジス

(24) 2007/8年度において、CPSダイレクトは、約17万件の電話を受け付け——連絡を試みた警察官の90%は1分以内に連絡が取れたという——13万5千の助言を与えている。その相談のあった事件の1/4は、家庭内暴力事件——この種の事件は夜間や休日が発生する可能性が高い——に関するものであったとされる (CPS, *supra* note 8, at 13)。

(25) 2007/8年度において、副検事は、2008年4月時点でイギリス全土に419名存在し、マジストレイト裁判所の法廷の20%強を担当している (CPS, *supra* note 8, at 14)。

トレイト裁判所においてはパラリーガルがほとんどの事件を担当し、CPSの法律家は刑事法院での増加しつつある事件を扱うといった状況になるでしょう。刑事司法システムのコストを引下げようとする限り、このような事態は不可避だと思われるのです。この国では刑事司法システムに数十億ポンドを支出していますが、政府は様々な形でこの支出を抑制しようとしており、前述の方式もコスト抑制のための一つの試みなのです。

## B 一般的な質問

(1) 日本には約2500名の検察官がいます。それぞれの検察官は特定の事務官によって補佐されてその職務を行います。検察官と事務官は一つの単位となっているのです。CPSにおいて事務官は特定の検事に配置されているのでしょうか。

いいえ、そのようなことはなされていません。彼らは検事とチームを組んで活動します。もしも検事が処理すべき事件を割り当てられれば、その事件のためにある事務官が配置されますが、別の事件においては別の事務官と一緒に働きます。特定の事務官との継続的な共同作業ではなく、事件ごとの組合せということになるのです。日本の制度と似てはいますが、同じではありません。

(2) 日本においては、検察官は全国に多数存在する検察庁の一つに配置されます。そしてほとんどの検察官は数年に一度別の検察庁に転勤することになります。CPSにおいてもスタッフの地区間での転勤はあるのでしょうか。

いいえありません。我々はイングランドとウェールズの全域をカバーしていますが、全域は42の県（counties）に分かれており、それぞれの県にCPSの事務所がおかれています。42の県、警察そしてCPSの事務所があるというわけです。私はこの地区内でスタッフを移動させることができますが、あまりそれをしたことはありません。数年に一度というような形で地区内あるいは地区を超えてスタッフを転勤させるといったことはしていません。警察はもっと頻繁に——2年ごとに——そのスタッフを地区内で転勤させています。しかし、移動を希望したり昇任を得るためでない限り、他の県への移動はありません。

(3) 日本においてはある地区で重大・複雑な事件が生じ、その地区の検察官だ

けでは十分な対応が困難であると検事総長が判断した場合には、検察官は一時的にその地区に配置されます。そのような事態が生じた場合に、検察長官 (DPP) や首席検事 (CCP) はそのような臨時的な移動を求めることは可能なのでしょうか。

CPSの本部には、非常に複雑な事件を取扱う3つの部が存在しています。その名称を今示すことはできませんが、御希望ならブックレットを差し上げます<sup>(26)</sup>。たとえば、テロリズム対応部 (Counter-Terrorism Division) は重大なテロ犯罪を取扱います。これらの事件は最初からロンドンで扱われ、特別な法律家 (Treasury Counsel) が関与します<sup>(27)</sup>。このウェストミッドランドの周りには3つの県があり、我々はグループとして協働しています。イングランドとウェールズには全部で15のグループが存在していますが、グループに関係して現在は若干の緊張関係にあります<sup>(28)</sup>。ウェストミッドランドは他の3つの県——スタッフォードシャー、ウォーリックシャー、ウェストマーシャー——よりも大きいこともあって、私はこのグループの長を兼ねており、他の3つの地区と非公式の協働関係を持っています。また、この4つの地区で発生した真に重大な事件を扱うための複雑事件担当作業班 (Complex Case Work Unit) ——本当に非常に優れた組織です——を立ち上げました<sup>(29)</sup>。他の県のスタッフは重

(26) CPSの本部には、本文中で言及されているテロリズム対応部のほか、組織犯罪を扱う組織犯罪部 (the Organized Crime Division=OCD) と特別な事件を扱う特別犯罪部 (the Special Crime Division=SCD) がおかれている (CPS, supra note 8, at 17)。

(27) Treasury Counselとは、中央刑事裁判所 (the Central Criminal Court=Old Bailey) での公判において、検察長官より依頼を受けて訴追側の弁論担当者として活動し得る資格を有する、と法務総裁によって認められたパリスタを意味する (Oxford Dictionary of Law (6<sup>th</sup> ed.2006), at 545)。

(28) 2008年3月までに、ロンドンを除く41のCPS地区は、主としてその効率性を高めることを目的として、14の (ロンドン地区を含めて15の) グループに編成するための基礎作業が実施された。各グループは——それを構成する地区の首席検事および地区主席事務官 (Area Business Manager) によって構成される——グループ戦略委員会 (Group Strategy Board) によって指揮され、その長 (Group Chair) として上級首席検事 (senior CCP) が任じられる。この地区再編成は現在も進行中で2009年3月時点で完了する予定である (CPS, supra note 8, at 4 and 18)。インタビュー対象者であるBlundell氏は前記の上級首席検事になるはずである。

(29) 2008年4月1日の時点で、すべてのグループには、その構成地区内で生じた重大で複雑な事件を取り扱うための複雑事件担当作業班が設置された (CPS, supra note 8, at 18)。

大な事件をここに送致すべきとされていますが、当然なことながら、これに不満がないわけではありません。CPSの本部もその過程にあり、その方向（CPSの統合・組織化）に進んでいます。ほとんど確実なことのようと思われるのですが、私はこの地域の運営担当者（line manager）になるはずで、資源を割り当て、地域内の人事の異動を行い、また、資源を再配分するという権限を持つこととなります。他の地区の人たちは、私が最大の地区——ウェストミッドランド——に多額の資金をつぎ込むのではないかと懸念しています。私にはそのつもりはありませんが、この点が人々によって懸念されているわけです。つまり、我々は分別を持って協働的な活動を試みるといったインフォーマルな制度から離脱しようとしているのです。本部では、現在の制度が機能していないと考えており、私が実際の責任を負う制度に移行しようとしているのです。

現在42名の首席検事は、その活動について討議するために年に1~2回ロンドンに集まります。本部の見方からすれば、単に15人だけを集めるほうが簡単なのです。そのような次第で、私はこの地域のグループの活動にもっと責任を負い、すべての関係者が一貫した基準に従って行動するように責任を負うことになるでしょう。このことは、あなたの質問から出てきた複雑事件作業班にも当てはまりますが、CPSの活動全般にも予算の運営にも当てはまるわけです。

かつて我々は13の地区を持ち、私も実際にウェストミッドランド、スタッフオードシャー、ウォーリックシャーを含む（現在よりも広い）地区に責任を負っていました<sup>(30)</sup>。当時CPSには沢山の問題があり、スタッフは上級の管理者、検察長官（Barbara Mills）そして本部の上級のスタッフに不満を持っていました。これは1997年5月という労働党が政権に就く直前のことでした。選挙前に労働党は、CPSが期待され予期されたようには機能していないので、もしも政権に就けば地区を13から42にすると公約していましたし、Glidewellもこの点を確認しました。それで、我々はかつて13の地区だったのですが、11年たっ

---

(30) 検察庁創設当時（1986年）は、31の地区で構成されていたが、1993年に13の地区に統合された。その後本文中に説明されたような経緯で42地区とされたわけであるが、再度15に再編成されようとしているわけである。CPSの創設時点から42地区への再編成に至るまでの動きの概略については、拙稿・前掲論文（前注（6））142-4頁参照。

て——地位の変更がもたらす苦痛と苦悩を伴いつつ——(42から)15に移行しようとしているのです。まったく奇妙なことなのですが、これが現時点における我々にとっての大きな問題であり、私見によれば、不必要な緊張状態を生じさせているのです。

(4) 90年代の初頭においては、CPSは代理人 (agent) ——CPSに雇用されているのではなく、事件ごとに依頼されるバリスタやソリシタ——に依存していました。その後マジストレイト裁判所および刑事法院においてもCPSの法律家によって扱われる事件の割合が増加していると聞いています。ウェストミッドランドのCPSは未だにその任務を遂行するために代理人を利用していますか。

ほんのわずかに利用しています。マジストレイト裁判所においては、副検事と法律家(検事)で98%の事件をカバーしていると思います<sup>(31)</sup>。刑事法院については、その出廷数ではなく資金面で25%の節減を目指していることは前述したとおりです。刑事法院ではCPS内部の法律家が以前よりも事件を担当するようになってきましたが、現時点では低いレベルにとどまっています。将来は拡張するはずですが。

(5) 警察への助言や告発の判断に代理人を利用することは可能ですか。

いいえ、できません。彼らは訴追するだけ、つまり我々は「ここに(例えば窃盗や強盗といった)事件があります。CPSのために訴追をお願いします」というだけなのです。もしも代理人がこの告発された犯罪事実が重過ぎると考え、軽い罪についての有罪答弁が申出られたような場合には、我々に照会しなければなりません。彼らは自分で告発事実について判断する権限は持たないのです。また、警察に助言するために警察署に赴くこともできません。外部のバリスタや代理人ではなく、我々が事件についての判断を行うのです。

(6) 警察がCPSに対して告発前の助言を求めた場合、誰がその職務を担当するのでしょうか。つまり、事件はどのように一人の検事に割り当てられるの

(31) かつては——CPS定員の下算および定員不充足によって——代理人の利用は35%にも達していた(拙稿・前掲書(前注(4))123-4, 129頁参照)。ただし、2007/8年度においても、イギリス全土ではマジストレイト裁判所の法廷の約16,7%が代理人によってカバーされているともいわれる(CPS, *supra* note 8, at 90)。

でしょうか。例えば、警察からの助言の請求はその任務についている検事に自動的に割り当てられるのか、それとも事件ごとに適切と思われる検事に割り当てられることになるのでしょうか。

我々が20の警察署を担当していることを覚えているでしょう。我々は輪番制(rota)を採用しており、ここにその当番表があれば、誰が現在どの警察署を担当しているのかを言うこともできるのですが。以前に説明しましたように、我々はコベントリー、ウォルバーハンプトンそしてバーミンガムに事務所を持ち、少なくとも一人の、場合によっては6名もの法律家を配置しています。また、最近になって事務所で強姦事件を(特別に)扱うようになりました。ご承知のように、強姦事件においては、通報された事件の数に比べて有罪とされた数が非常に少なくなっています。この点は政府にとって真に重大な問題となっており、全国の警察は、強姦事件の捜査手法、医学的検査のための施設、法医学者として男女いずれが担当すべきか、そのための資格等を検討する任務を与えられました。CPSも、提供すべき助言を見直し、より専門家としての助言を提供できる方式を検討するという任務を与えられています。それで、強姦事件に遭遇したときには、以前そうであったように20人もの人に関与する代わりに、警察は輪番制で強姦事件だけを扱う人のところにやってくるようになりました。この制度は始まったばかりですが、告発を認めなかった事例をも含めてすべての強姦事件の結果を検討しそこから教訓を得ようとしているのです。ある種の強姦事件は——例えば女性が酩酊していて、誰と一緒だったのかあるいは合意があったのかを覚えていないために——まったく絶望的(no hopers)なのですが、すべての関係者によって本来扱われるべきように取扱われていない強姦事件も存在しています。この点を是正しようと焦点が合わせられているのです。全国でCPSはこれと同じようなことを行うことになるでしょう。結局、現在ではルーティンな事件に助言を与えるために20名の法律家と強姦および重大な性犯罪を担当する1名の法律家が配置されているのです。

(7) 重大な事件においては、検事は初期の段階から捜査に関わり、警察に助言を与えている場合があると聞いています。捜査の初期の時点で警察が検事に相談して助言を求めるべき事件の種類を定めるルールは存在しているの

でしょうか。

警察は逮捕以前に、まだ（捜査の）計画の段階でCPSとコンタクトを取るように促されています。この点では警察はよくやっています。重大事件は複雑事件作業班の法律家によって扱われ、事件がほぼ確実に公判に進むことになると判断すれば、早い段階でバリスタをも関与させます。つまり、法的な導きを得ることは警察にとって真の利益があるわけです。今週の初めにある事件——薬物の密輸に関わる大規模な事件——がありました。我々は、3名のバリスタを雇うように決定するとともに、我々の資源——この事件に何人を割り当てる必要があるのか——を検討しました。まだ誰も逮捕されていませんが、何名が逮捕されることになるのかは大体判っています。警察はこのことを喜んでおり、事件を自分たちだけのものにしておこうとはしません。法的な助言が自分たちの利益になるとわかっているのです。実際にも犯罪訴追法（the Prosecution of Offences Act）や検事規範（the Code for Crown Prosecutor）には警察の助言獲得について規定が置かれており、法的な根拠もあるのです<sup>(32)</sup>。この点では緊張関係はまったく存在していません。

(7a) それでは、先ほどお聞きしたようなルールないし規則といったものは存在しないのでしょうか。

重大な事件においては、もし逮捕前に警察が我々のところに来ないとしても、告発の時点では来ないわけにはゆきません。先ほどの例で言えば、警察は重大な密輸犯罪や薬物販売等ではみずから告発できないので、この段階では来ざるを得ないのです<sup>(33)</sup>。我々は捜査段階で警察を来させる権限は持っていませんが、

---

(32) The Prosecution of Offences Act 1985, s 3 (2) (e) ; The Code for Crown Prosecutor, para.2.4.

(33) かつては、（警察が担当する刑事事件での）告発の判断は警察の専決事項であったが、2003年刑事司法法による1985年警察・刑事証拠法の改正により、一定の軽微な事件を除いて、警察は告発についての判断を仰ぐために事件を検事のもとに送致しなければならず、その後に警察（留置管理官）は検事の判断に従って告発することになった（the Police and Criminal Evidence Act 1984, ss. 37 (7), 37B (6)）。なお、告発手続きの概観として、拙稿「イギリスの訴追制度の動向（補論）」西南学院大学法学論集39巻1号（2006年）73頁以下参照。

実際には警察はやって来ます。そうしない理由がなく、そうしても何の不利益もないためです。警察は我々のところに来る傾向にあります。現実には、彼らが特定のバリスタに事件を担当してもらうことを願っていることもその理由となっている場合があります。我々のところにやってきて「(バリスタの) X氏が関わることは可能でしょうか」と尋ねるわけです。我々がすべき判断ではありますが、概ね警察の判断は我々の判断と一致しています。一定の事件が得意なバリスタは存在しているのです。

### C 検事の判断の承認<sup>(34)</sup>

日本においては、検察官が重要な判断とくに起訴するか否かについての判断をする場合には、常に上級者——通常はその部門の長——の承認を得なければなりません。さらに、特別な場合においては、部門の長は最高検察庁と協議してその承認を得る必要があります。私はこのような承認のシステムについてお聞きしたいと思います。

(1) スタッフが告発の有無また告発事実の選択についての判断をする場合、通常上級者に相談して承認を得るのでしょうか。

20名の検事によって扱われるルーティンな事件の場合には、そのようなことは通常なされません。彼らは自分で判断するのですが、もちろん望むなら上級者や特殊な分野を扱う者に助言を求めることはできます。文字通り受話器を取ればよいのですから。しかし、とにかくルーティンな事件については自分で判断します。

真に重要な事件においては、明確な体制を持つことになります。何を達成すべきか、それに要するコストはどの程度か、均衡を失しない適正な告発のレベ

---

(34) 外国の研究者は我が国の決済制度に強い関心と懸念を表明しているようであり(例えば、D. Johnson, *The Japanese Way of Justice* (2002), at 140-3——なお、同書における“kessai”という用語の頻度につき同書321頁のindexも参照)、筆者も以前イギリスの関係者に確認したことがあるが、必ずしも明確ではなかった(拙稿・前掲書(前注(4))156頁注93)。本文中で述べられていることを敷衍すれば、告発の是非等のルーティンな事項については上司の承認は不要であるが、例外的で重要な事項については実質的な承認が必要とされているということであろうか。

ルはどの程度か、等を検討するために予備的な会合を開きます。非常に高額のコストを要する事件においては、検察長官（DPP）と一緒に1～2名のスタッフからなるパネルが設置されます。我々がここで扱っている2件の事件では、ロンドンまで足を運び、大きな金額を適正に支出していることおよび当該事件が十分な成功の余地があることをDPPに納得させる必要が生じるでしょう。地下鉄ジュビリー線衝突事故についての訴追を記憶しているでしょうか。多数の人間を訴追し何年もかかりました。この事件についてのCPS監査官報告書が公開されましたが、この事件のコストは2500万ポンド（約50億円）にも達しました<sup>(35)</sup>。そのために重大な事件に関しては責任組織体制が整えられるようになったのです。この事件では裁判官が陪審を解散させましたので、決して簡単な公判ではありませんでしたが、結果として重大な事件をコントロールするための日本の制度にも類似した基礎的な制度を持つことになりました。しかし、ルーティンな事件においては、法律家はこれらの事件を処理するに必要な知識・能力を有しているものと考えています。

(2) (相談した結果) 上級者の承認が得られない場合、それにも拘らず事件を審査する検事が告発をすることは可能でしょうか。また、この種の承認に関する内部的な規定はあるのでしょうか。たとえば、協議が必要とされる事件を定める規則のようなものは存在するのでしょうか。

承認の有無にかかわらず、告発は可能です。ただ、上級者が関与して「私は賛成できない、訴追すべきでない」と言えば、その判断は通常受け入れられるでしょう。内部的には、不承認に不満を持つ者は私のところまで当該事件をあげることができます。もし私が「賛成できない、君の上級者と同意見であり、訴追すべきでない」といった場合、CPSのすべての法律家はDPPにまで事件をあげることが可能です。上級スタッフに限らずすべての法律家ができるので

(35) 2003年6月に7名の被告人に対して公判が開始され、約2500万ポンドの公費支出ののち2005年3月に陪審が解散されて手続きが打ち切られた「地下鉄ジュビリー線事件」のことを意味しているものと思われる。ただし、この事件は、電車の衝突事件に由来するものではなく、ジュビリー線の延長計画に関する詐欺・収賄事件であり（HMCPSI, “Report of the Investigation and Criminal Proceedings Relating to the Jubilee Line Cace” (2006), at 1), Blundell 氏の何らかの勘違いではないかと思われる。

す。法律家がそのような判断によって不満や憤りを感じた場合には、DPPに申立てがなされ得ます。私は経験したことはありませんが、それは権利なのです。若手の法律家がこのような不服申立て手続きを経て事件をDPPにまで上げたいと感じた場合には、彼にはその権利があり、それを理由に彼を処分したり不利益を与えるようなことはできません。しかし、前述しましたように、実際にはそのようなことは生じません。

#### D. 条件付き警告 (conditional caution) について<sup>(36)</sup>

(1) 条件付き警告をなし得るのは、何らかの資格を有する検事に限られていますか。それとも、すべての検事がこれをなす権限を有しているのでしょうか。

すべての検事がこれをなすことができます。多くの場合20の警察署でなされるのですが、警察は条件付き警告に関して（我々に）電話をかけて当該事件を説明します。被告人による明確な自認（clear admission）のあるきわめて単純な事件であることが予定されており、警察が提示している条件を承認するかが問題となります。問題をやや複雑にしているのは、ここの警察は2つか3つの条件だけに焦点を合わせているという点です。それは、課された（他の）条件を被告人が遵守していることを確認するための適切なマンパワーやそのための訓練が十分でないと警察が感じているためなのです。警察が簡単にチェックできる2つの条件があります。すなわち、コピーを見ることによって被告人が謝罪の手紙を書いたことは確認できますし、賠償金が支払われたことも確認可能です。警察は「もし50ポンドの小切手を支払えば条件付き警告で処理することができる」ということが可能なのです。現在は警察のためにこのような条件に限定されており、内務省も現在はこれを認めています。しかし他のところではもっと多様な条件を利用しているのです。

---

(36) 条件付き警告の内容については、前注(17)参照。前述したように、条件付き警告は2003年法によって法的根拠を与えられたが、その実施は段階的になされた。7つの地区での実験的施行に引続き、2006年4月より全国展開が試みられ、2008年3月末で展開が完了した。この時点までに全国で約7千件の条件付き警告が発せられた（CPS, supra note 8, at 14）。この警告については、拙稿・前掲論文（前注(33)）71頁以下参照。

(2) 条件付き警告の適否を判断するためには、犯罪と犯罪者についての十分な情報が必要だと思います。条件付き警告の適否を判断するために検事が被疑者と会ってインタビューすることは可能なのでしょうか。また、もし許されないのであれば、それを可能とすべきだとお考えにならないのでしょうか。

条件付き警告の可能性を携えて我々のところにやってくるのは警察官です。彼は事件や証拠そして被告人に申出られる条件付き警告に対する被害者の意見を我々に伝えますが、我々検事が被告人と会うことはありません。条件付き警告の対象となる事件であろうと謀殺事件であろうと、被告人と会うことはありません。今では——ほんの数ヶ月前からですが——被害者と会いインタビューし、そのインタビューをテープに撮り——もっと別の供述が必要なら——警察にそれを取らせることは可能となりました<sup>(37)</sup>。このインタビューは弁護側に開示され、結果として生じたことを弁護側も知ることになります。これは我々にとっては新しい権限ですが、スコットランドでは長年にわたって行われてきました。そこでは予備審問 (precognition) と呼ばれています。例えば強姦事件のように、判断が難しい事件において、事件の成否が被害者、特に被害者の信用性に依存するような場合で、警察の被害者供述採取の際に言及すべきであったはずの論点が言及されていないと考えられれば、今では我々も被害者に対して事務所に来てくれるよう依頼して——テープ録取といった安全装置を備えたうえで——インタビューを実施することができます。

(2a) そのインタビューを実施するのは誰ですか。

限られた数の法律家だけがそのための訓練を受けています。担当するのは、当該事件を扱う法律家ではありませんし、そこでの質問事項にも留意する必要

---

(37) イギリスにおいては、伝統的に法律家（とくに訴追側）が証人と事前に行ってインタビューすることは禁じられていた（とりわけバリスタはその行為規範によって明確に禁じられていた）。しかし、証人の信用性判断が難しい事件（主として性犯罪の被害者）では、信用性判断および証人保護の必要性判断のために事前のチェックが必要ではないかとの意見が有力となり、法務総裁の報告書 (the Attorney General, “Pre-Trial Witness Interview by Prosecutors” (2004)) そして4つの地区での93件についての実験 (P. Roberts and C. Saunders, “Pre-Trial Interviews” (2007)) を経たうえて全国展開が図られ、2008年までに完了した。現在このPTWIをなし得る訓練を受けた検事は全国で180名存在するとされる (CPS, supra note 8, at 21)。

があります。法廷での問題発生を回避するために、誘導尋問を行うことはできません。私じしん数年前に実情を見るためにスコットランドを訪れて強い印象を受けたことがあります。一人のスコットランドの検事が私に次のように説明してくれました。彼女は小さな子供がかかわる多くの事件を担当しており、子供の遊び場——小さな子供のためのおもちゃを備えた託児所のように——として作られた事務所です。子供が法廷での手続きに耐えられるかを確認・評価するためにその子供をインタビューし、その評価を踏まえて例えば母親に「私は彼女（その子供）の言うことをすべて信じます。しかし、法廷にまで行くべきだとは思いません。余りにもネガティブで苦痛に満ちた経験をするだけだからです。彼女は幼すぎます」と伝えるのです。私にとってそれは素晴らしいものと思われました。なぜなら我々はある人々——少年であると否とを問いません——を公開の法廷に引き出さなければならず、彼らを証人席に着かせて多くの人が見ている前で長い反対尋問にさらすことによってその人生を劣悪なものにしていると感じていたからです。私はある事件においては告発しないことが確実に正しい判断だと思います。しかし、単に書面や供述書を見るだけでは正しい判断のための情報や証拠を得ることはできません。他の法域では成功裡に用いられてきたのですから。

## E. 検事による証人のインタビュー

(1) 誰が証人の公判前のインタビュー (Pre-trial Witness Interview=PTWI) を行うのですか。このインタビューを行えるのは少数の検事に限定されているのですか。それとも適切な事件であればすべての検事がなし得るのでしょうか (この質問についてはすでに答えていただきました)。

その通りです。すでに導入され、これを扱うための訓練がなされています。

(2) 少数のグループに限定されているとすれば、ここウェストミッドランドにおいては、何人の検事がそれを行う資格を有しているのでしょうか。

はい、非常に少数の者に限定されています。このようなインタビューを行うための訓練を受けたものはほぼ5名位で、彼らだけがインタビューを行っています。

(3) どの位の頻度でこのように証人をインタビューしているのでしょうか。つまり、PTWIは特別な事件における例外的なものなのか、それとも、一定の事件においてはルーティンなものなのでしょうか。

現在はこの制度を導入したところで、いまだ実際に行っていないと思います。行おうとした事件が1~2件あったかと思えます。まあ全部で年間に12~14件程度ではないかと推測します。我々は弁論担当者(counsel)と協議して「この事件で、誰それが告発されています」と告げることになるでしょう。重大な事件においては、(告発した後に)被告人を留置する必要があるために、限られた証拠に基づき早い段階で告発がなされることとなります。それで逆説的に思われますが、告発が承認された非常に重大な事件では、時として非常に限定された証拠しかないことがあります<sup>(38)</sup>。証拠が現れてくるにつれて事件を見直すことになり、証人に大きく依存している事件であることが判明した時点で、弁論担当者に「我々はPTWIを実施すべきと考えます」と告げることになります。そして彼の意見を求め、彼の懸念がどこにあるのか、供述の欠如ないし我々が追及すべき部分がどこにあるのかを見つけることとなります。適切に行うためには、チームとしての努力が必要です。弁論担当者に(将来の証人に)質問をさせるつもりはなく、前述した5人の法律家の1人に行わせるこ

---

(38) 法律上認められた告発前の留置期間の上限は96時間(PACE 1984, s44 (3))——例外的にテロ関連犯罪については28日(the Terrorism Act 2000, Schedule 8, para.36 (3))——である。検事が告発の是非を判断する基準は、①有罪判決の合理的期待(a realistic prospect of conviction)を生じさせるに足る十分な証拠があり、②手続きを進めることが公益に適う、とする「完全テスト」(Full Code Test)であるが、被疑者の身柄拘束からの解放が望ましくない場合には、①犯罪を犯したとする合理的疑いがあり、②現時点で公益に適う、という(完全テストより緩和された)予備テストが充たされている限り告発をして告発後の身柄拘束を利用することが可能である(Code for Crown Prosecutors, paras.3.3-3.4; The Director's Guidance on Charging, para.3.9)。結果として、被疑者の釈放が望ましくないと判断されやすい重大事件において、低い告発の基準が適用されるという事態が生じることになる。

(39) 公判前インタビュー制度導入についての最大の懸念は証人への不当な影響の可能性という点にあった。そのためにインタビュアーが実際に行うべきことまた行ってはならないことが明規されるとともに、録音・録画が必要とされている(CPS, Pre-Trial Witness Interview—Guidance for Prosecutors, paras.6.2-6.4, 7.19-7.37)。

とになります。しかしそれは慎重な協議に基づいて行います。事件を弱めることになっては困るからです<sup>(39)</sup>。それは我々が絶対に避けたいことだからです。

(4) 現在ではCPSは告発を行う権限を有しています。(告発前のみならず告発後の) 公判前にも証人のインタビューを認めるのは論理的な帰結のようにも思われます。しかしもしそうであるならば、CPSはすべての事件においてすべての証人をインタビューすることが必要だと思われませんか。さらには、被疑者のインタビューも必要ではないでしょうか。

すべての重要証人をインタビューすることができるというのは、ある意味では歓迎すべきことなのかもしれません。しかしそのコストは膨大なものとなるでしょう。それで、実現されることはないでしょう。

#### F. 告発後の尋問について

実務規範C16.5によれば、警察は告発後に被告人に対して尋問することができますね。

はい、ただし非常に限定された場合においてですが。

(1) 警察が告発後に被告人を尋問しようとする場合に、検事に相談してその承認を得るのが通常でしょうか。

いいえ、それ(告発後の尋問)は信じられないくらいまれなことです。生命や財産を守るためであることが予定されていますが、そのようなことは起こりません。警察は告発した後にはそうなることを知っています。そのような事態が生じた事件は記憶していません。しかしあなたの質問は正しく、警察にはその権限があります。しかし、私が知る限りでは警察はその権限を行使しません。

(2) どれくらいの頻度で、警察はこのように被告人を尋問するのでしょうか。

つまり、告発後の尋問はまれな事例での例外的なものなのでしょうか、それとも一定の事件においてはルーティンなものなのでしょうか。

我々は扱いませんが、一定の詐欺事件というグループがあります。これは重大詐欺局(Serious Fraud Office=SFO)ないしCPS本部の3つの部の一つによって扱われています。この種の事件においては、告発後に尋問をすることがあります。しかし、我々が扱う種類のものではありませんので、あなたのお役に

立つことはできません。私が扱っている事件においては、そのようなことは起こらないのです。

(3) 反テロリズム法に関して、多くの国会議員は、この方法が有効でありしたがってそれを導入すべきであると主張しているようです<sup>(40)</sup>。この提案についてどのようにお考えでしょうか。

これは議会の問題です。ご承知のように、被告人を28日を超えて留置する権限を警察が持つべきかについての論争が続いています<sup>(41)</sup>。私にできるのは、ニュースや新聞で報道されていることを繰り返すだけです。前の法務総裁 (Attorney General) であるGoldsmith卿はそれ (42日という留置期間) を必要と考えていません。我々の長である検察長官 (DPP) のMcDonald氏も必要とは考えていません<sup>(42)</sup>。前のMI5の長も、また、上院の多くの法曹貴族も同様

---

(40) 次の注で説明するように、テロ関連犯罪における告発前の留置期間を延長しようとする政府の提案に対抗するために、JUSTICEのような人権団体をはじめとして多くの機関、そして両院の委員会等も、告発後の尋問を広く許容すべきことを主張している (House of Lords: House of Commons: Joint Committee on Human Rights, "Twenty-Forth Report of Session 2005-6: Counter Terrorism Policy and Human Rights" (HL 240/HC 1576, 2006), paras 132-5)。なお、告発後の尋問についての包括的な研究者としてはWalker教授が著名であり、その論稿 (導入に対してはその手続的安全装置の採用を主張) は議会の動きにも影響を及ぼしている (例えば, C. Walker, "Post-Charge Questioning of Suspect", [2008] Crim.L.R.509)。

(41) 前注 (38) で示したように、テロ関連犯罪における告発前留置期間の上限は——2000年時点の7日から、一旦14日に延長されたのちに——現在は28日とされている (その歴史的経緯につき, A. Jones, et al., Blackstone's Guide to the Terrorism Act 2006 (2006), at 2-9参照)。さらにブラウン首相は、政権を受け継いだ直後の2007年7月にテロ犯罪の告発前留置期間の見直しを明言し (G. Brown, "Statement to Parliament on Security" on 25<sup>th</sup> July 2007), 2008年1月に提出された法案は留置期間の上限を42日に延長しようとするものであった (the Counter-Terrorism Bill, Bill 63 of 2007-8, s.22)。法案のこの部分は議会で激しい論争の対象とされ、かなりの修正を経たうえで6月11日に——与党内の反乱もあって——315票対306票という9票差でようやく下院を通過した (Hansard [HC] Deb 11 June 2008, c.405)。しかしその後の上院の審議において、告発前留置期間の延長を否定する修正動議が提出され、10月13日には309票対118票という大差で可決された (Hansard [HL] Deb 13 Oct 2008, cc541-545)。この大差での票決結果を見て、内務大臣は、この法案中の42日という留置期間を含む部分の今国会での成立をあきらめる旨を明らかにした ("Brown abandons 42-day detention after Lords defeat", The Guardian 14 Oct. 2008)。

の意見です。それで、とくに告発前の長期間留置が可能とされた場合に、告発後の尋問を許容するには強い抵抗があるだろうと思います。今日では証拠は、次第に犯行現場に行く人々を写すCCTV、臨終の供述をしその理由を述べているところを写すビデオ——被告人からすればまったく不運なことなのでしょうが——といったものになってきています。爆発物や原材料あるいはプロパガンダのための資料等を扱う計画の段階で電話を傍受したり科学的証拠を分析したりする権限を警察が認められるという事件もあります。そのように証拠は真に有無を言わせないようなものとなっているのです。

ご承知のように、今なお我々の法システムは、訴追側が告発して立証しなければならず、被告人はなんらの挙証責任を負うものでないという基本理念に基づいています。しかし、この点は長年月の間に修正され、もしも刺殺の現場でナイフを持っているところを見つければ、警察はそのナイフについて尋ねる権限を認められ、被疑者はその説明をすることが期待されるようになっていきます。もしその説明をしなければ、法廷でその点にコメントがなされることにもなります。同じように、もしも警察によるインタビューにおいて被疑者が微妙な質問に答えなければ、裁判官の同意を得た上で、法廷でコメントされることもあり得ます<sup>(43)</sup>。かつては、挙証責任を負うのは訴追側であり、真に証拠の薄弱な事件であれば、被告人は何も立証する必要がなく、訴追側は何のコメントをもすることはできない、と言われてきました。陪審がどのように判断していたのかは判りませんが、とにかく訴追側はその点についてコメントすることは許されませんでした。このように、基本原則は若干侵食されてきているのですが、基本的に挙証責任を負っているのは訴追側なのです。

(42) 下院一般法律委員会 (Public Bill Committee) での証人尋問において、警察関係者の多くは42日の提案に強い賛意を表明したが、前法務総裁および現検察長官は28日を超える留置期間の必要性を感じないと——以前から表明してきたのと同様に——明言した (PBC Deb 22 April 2008, cc.53-8, 66-7)。

(43) 被疑者・被告人の一定の黙秘からの不利益推認を許容する法律が制定された (the Criminal Justice and Public Order Act 1994, ss. 34-37)。これらの不利益推認許容規定およびそれをめぐる近年の動向については、石田倫識「被疑者の黙秘権に関する一考察」九大法学86号 (2003年) 108頁以下参照。

我々のシステムは学問用語で言えば「弾劾的な」(accusatory)システムと呼ばれています。私は日本のシステムがどうなっているのかわかりませんが、いくつかの国は「糺問的な」(inquisitorial)システムを採用しています。そこでは早い段階での質問の後に、法廷において多くの質問が裁判官によってなされ、被告人はその質問に答える義務があり、もしも答えないとすれば法廷でのコメント以上のもの——有罪であることの徴憑(indication of guilt)——となるでしょう。もしも被告人が「私はコメントするつもりはない」と言えば、初めから彼の事件にとって決定的なものとなるでしょう。それで、糺問的システムが真実の探求であるのに対して、我々のシステムは弾劾的で被告人が有罪であることを訴追側が立証する責任を負うわけです。

このように2つのシステムは全く異なっているのですが、両者は次第に接近してきています。現在我々は(前述のように)質問しコメントする権限を持ち、弁護側は公判前に——抽象的にではありますが——弁護側の主張の内容を示す陳述書を提出する義務があります。それで、弾劾主義は侵食されている、あるいは、少なくともこの原理がもっと良識のあるものと捉えられて、我々のおかれた現状を反映したものとなっているのです。しかし被告人を保護するために多数の手段が設けられています。被告人は今なお現場で「何も言う必要はない」との警告を与えられますし、警察署では無料で弁護人の援助を受ける権利を有しています。百万長者であるか貧困者であるかは問題ではなく、とにかく無料で弁護人の援助を得る権利があるのです。警察は被疑者に対してテープでインタビューを録音する際にもその権利を告知しなければなりません。また、事件の性格や申立ての内容、そして警察が有している証拠といったものが判明するまでは、弁護人は被疑者に対しインタビューにおいて質問に答えることをさせないでしょう。そして告発されれば、適切な過程において弁護側に証拠をコピーさせなければなりません。インタビューの録音がなれていなかった当時に  
一五 (弾劾主義の修正に) 慎重さが必要とされた理由の多くはもはや妥当しない、と政府は考えているように思われます。生じた事実について警察が嘘をついたとの多くの申立てが裁判所に対してなされたものでしたが、今日では証拠が何かは明確となり、弁護側に送付されます。そしてテープ録音が存在するために、

その多くは争いの対象とならないのです。

何らかの発言が期待される場合において訴追側にその点のコメントを許すことによって、政府は糺問システムの方向に動いてきているように思われます。その変化にはきわめて興味深いものがあります。10年後どうなっているのかは神のみぞ知るところですが、おそらく変化は確実に続いているであろうと思われます。

## G. 「告発」に関する質問

(1) 残念なことですが、私は「留置記録」、「告発状」そして「告知状」(*written notice*) の関係が十分に理解できていません。これらの書面には同じ記述がなされるのではないかと思います。留置管理官はこれらの書面に同じ記載をするのでしょうか、それとも、一つの書面のコピーが他の文書として扱われるのでしょうか。

これまでずっと留置記録と呼ばれてきましたが、ちょうどその名称が変更されたところです。現在それは電子留置ログ (Electric Detention Log) と呼ばれます。かつて留置記録は、被留置者に問題がないことを確認するために留置房をチェックすることをも含めて、様々なことを行う当番である多数の警察官によって記載されていました。今では見ていただければおわかりのように、すべてタイプで記載されています。「新発明」です。留置記録は、被留置者が警察署に入ってから出てゆくまでの全ての重要な事項を示すものであることが予定されています。それで被留置者が接触した人々——例えば、インタビューのため (に警察官)、体調が良くないように見えたために医者、弁護士、あるいは被留置者が少年であれば両親や誰かにインタビューに立ち会ってもらい権利がありますのでその立会った人——がすべて記載されます。被留置者を保護し実際に生じたことを示すために、すべてのことが留置記録に記載されます。それで時として裁判所が「いいえそのようなことは起こっていません、留置記録によれば、そのようなことは起こっていませんし起こり得ないのです」と断定できるために有益なのです。従ってそれは絶対的な文書なのです。日記のようでもあります、30分ごとの記載というようにずっと詳細なものなのです。

軽微な事件においては、警察の捜査に引続いて警察が告発しますが、重大な事件においては我々が警察の告発を承認します。我々は警察に対し告発の対象となる事実を告げ、告発事実の詳細を示すのです。通常の場合、巡査部長が被告人を告発しますが、保釈される場合には、出廷すべき裁判所、その日時をも記載します。全てカーボンコピーされていますので被告人はそのコピーを渡されます。それが告発状なのです。告発状は被告人が告発されたことを示すものにすぎません。我々（CPS）および裁判所もそのコピーを得て、裁判所はその詳細をコンピュータに入力し、一定の日時に被告人が出廷すべき裁判所の事件リストが形成されます。

第3のリンクは「事前情報」(advance information)と呼ばれるものです。被告人は常に告発状のコピーを得る権利があります。そうでなければ決して出廷することはないでしょう。しかし現在では、被告人にはそれよりもっと多くのものが与えられます。弁護人が付いていない被告人は、告発状のコピーの他に、事前情報という形で供述書のコピーも与えられ、ソリシタに依頼するのならこれらの文書を持参するようにと告知されます。ある意味で我々は、被告人がすでにソリシタに依頼しており、前記の文書がソリシタに渡されることを望んでいます。被告人に渡すとそれを失ってしまい、その後ソリシタが我々にコピーを依頼してくるからです。それは我々に事務作業と費用を課すのです。

それで3種類の文書があります。被告人に生じたことを記載する留置記録あるいは同一のものの異なった名称である電子留置ログ、被告人を裁判所に行かせる告発状、そして被告人が自己に対する証拠と申立てとを認識できるようにするための告発状およびその他の文書のコピーというものです。軽微な交通犯罪の場合には妥当しませんが、その他の犯罪について被告人は上記の文書を与えられます。その目的は、被告人が①申立ての内容を知り、②ソリシタに依頼し、③我々が裁判所での手続きに向かって進む為です。

かつて弁護側は、被告人が弁護人と会えるように公判の延期を請求していました。今日では裁判所の手続きはもっと迅速なものとなっています。「迅速略式刑事司法」(Criminal Justice Speedy Summary)と呼ばれる新しい手続きが存在しています<sup>(44)</sup>。警察は被告人に弁護人の援助を受ける権利のあることを

告知するように要請されているが故に、この手続きは上手く機能してきました。もしも弁護人がインタビューの段階で適切に関与していれば、もっと上手く機能することになるでしょう。しかし被告人が警察署を出る時に「判りやすい事件だから本件では弁護人はいない」と言えば、事前情報は被告人に手渡されますが、やはり「もしも気が変われば弁護人と会うように」と告げられます。さらに、裁判所でも弁護人について詳細な情報が与えられ、弁護人選任のための法律扶助申請書面の作成に協力してくれる旨も告知されます。他方で、1週間の時間を経て法廷に行ってから弁護人と会う必要があると言わないように——裁判所はそれを非常に嫌うから——とも告げられます。実際この手続きは上手く機能しているのです。かつてこの手続きは遅延していましたが、現在では迅速なものとなっています。

もし今日（木曜日）法廷を訪ねてみれば、先週の木曜日からの事件を見ることとなります。ほぼ70%の事件で、告発事実に対する有罪答弁がなされるでしょう。これらの事件の多くは今日中に処理されます。報告書は必要ではなく、裁判所が処理します。たとえ保護観察報告書（probation report）が必要であったとしても、裁判所は一定数の事件を処理できるのです。証人席外報告書（stand down report）と呼ばれるものですが、裁判所は被告人に保護観察官のところに行くように命じその1時間後に観察官がやって来て、口頭でまたは簡易な書面で裁判所に報告します。無罪答弁がなされた事件においても、一般的には6週間ないしそれよりも短期間で公判にいたります。裁判所は我々に対して、もっと迅速に事件を処理するよう圧力をかけています。全国での目標は、6週間以内に80%の公判を処理することです。裁判所は、困難が生じ得るすべての公判を6週間以内に処理することとこの目標を解しています。しかしいずれにせよ、手続きは全体として、とくにここ数年の間に迅速なものとなってい

(44) マジストレイト裁判所における効率性を、①裁判所を経由しない警告等での処理（simple）、②裁判所での処理の迅速化（speedy）、③告発後1週間以内での処理（summary）を通して、向上させることを目標とした刑事司法単純化・迅速化・簡易化（Criminal Justice Simple, Speedy, Summary=CJSSS）ポリシーのことを意味しているものと思われる。このポリシーは、4つの地区での実験を経て全国展開を目指しているものである（HMCS, News Release—HMCS Annual Report, 24 July 2007）。

ます。

(2) 実際に使用されたMG3および留置記録（あるいは告発状や書面告知）のコピー——もちろん個人情報も消去したうえで——をいただけないでしょうか。了解しました。後で数通の記載済みのMG3をお送りします。それによって手続きの理解が容易になり研究が前進することでしょう。思い返してみると、事態は（予想していたものと）全く異なったものとなっています。どのように変化してきたのかを説明するのは、非常に興味深いことです。警察がもはや告発できないことを喜んでいるとは思いません。彼らは告発できることを望んでいるのです。しかし、彼らは全く望みが無い事件をも告発してきたために、我々が打ち切らなければならないかったです<sup>(45)</sup>。それは公益に適うものではありませんでした。

北アイルランドに責任を負っていた前の上級警察官であるフラナガン卿（Lord Ronnie Flanagan）による近年の報告書があります。現在彼は、警察査察チームの責任者です。今朝のラジオ番組で、警察の官僚制とペーパーワークについて、また、内務大臣が前の警察官連盟の長に警察官僚制調査チームの長となるように依頼することについて話していました。フラナガン卿もまたこの問題を検討しており、彼の勧告の一つは、純粹の正式起訴犯罪を除いて警察が告発できるように制度を戻すべきだというものでした<sup>(46)</sup>。これについて我々は全く不満で、それについての交渉が進行中です。我々はまたペーパーワークの合理化手続きと呼ばれるものを採用する予定です。それは、事件につき警察が

(45) 当初CPSは告発に——警察からの助言要請がない限り——関与することはなかったが、検事の手続きの早期段階での関与を求める見解が有力となり（Home Office, “Review of Delay in the Criminal Justice” (Narey Report, 1997), Chap.3, rec.8; “The Review of the Crown Prosecution Service” (Glidewell Report, 1998), Chap.8, para.14), 警察がいつでも簡単に助言を受けられるような制度が確立された。しかし、その後も公判手続の遅延の大きな理由は、①警察による過剰な訴追と②CPSによる審査の不十分性にあり、これを解決するためには訴追の有無と公訴犯罪事実選択の判断がCPSの検事によってなされるべき必要があるとの勧告がなされ（“Review of the Criminal Courts of England and Wales” (Auld Review, 2001), Chap.10, paras.37-45, 53-60), この勧告は2003年刑事司法法によって実現された（前注(33)参照）。なお、告発の権限をめぐる警察とCPSの権限分配の簡単な歴史的動向については、拙稿・前掲論文（前注(6)）149頁以下参照。

提出しなければならない書面の量を縮減することになります。未だ全国展開はできていませんが、来年の6月までには展開しなければなりません。

今日グリーンペーパーが公刊されると思いますが、それには政府が進めるつもりとの勧告が含まれています<sup>(47)</sup>。そこには警察が告発権限を回復すべきだとの勧告は含まれないでしょう。現在のところ、告発事実を適正なものとし、証拠を適正なものとし、手続きを迅速化し、手続きのコストを低下させることに、その焦点が合わせられるように思われます。今回の勧告には含まれていないようですが、適切な時点でマジストレイト裁判所に対してそこで審理される事件を処理するための科刑権限を増加させることにも焦点が合わせられることでしょう。マジストレイト裁判所で要するコストは低いものですから。刑事法院は極めて高コストであり、刑事法院で審理される人々の多くは結果として有罪答弁をしているのであり、マジストレイトがより大きな科刑権限を持つことになれば、そこで処理可能となるからです。マジストレイト裁判所の科刑権限の6月から2年へと増加はすでに立法中に存在しているのですが、大きな利益をもたらしているとは思われません<sup>(48)</sup>。マジストレイトが拘禁刑の数及びレベルを

(46) CPSによる過剰な要求の結果として警察に大きな負担が生じており、警察の余力を生み出すためには、警察の告発の権限を拡張する（以前の状態に戻す）必要があるとの勧告がなされている。具体的には、現在例外的に①道交法違反等の一定の軽微犯罪および②有罪答弁が予想され、マジストレイト裁判所での科刑権で足りる略式起訴犯罪および双方審理可能犯罪についてのみ認められている警察の告発権限（DPP, “The Director’s Guidance on Charging” (2d. ed. 2005), paras.3.2-3.3) を拡張して、CPSの権限を特別な事件にのみ限定しようとするものである（Sir R. Flanagan, “The Review of Policing---Final Report” (2008), paras.5.53-5.54）。

(47) Home Office, “From the Neighbourhood to the National: Policing Our Communities Together” (2008)。このグリーンペーパーは、犯罪が減少しているという事実を前提に、前述のFlanagannの報告書（前注(46)）を引き継いで、地域住民と警察の連携強化や警察の官僚制克服を目指す多様な提案についての意見を聴取することを目的としている（Id. at 3-4）。

(48) 従前は、マジストレイト裁判所の科刑権は、一罪につき6月で、複数の犯罪についても総計12月に制限されていた（the Magistrate Court Act 1980, ss.32, 133; the Powers of Criminal Courts (sentencing) Act 2000, ss.78, 131）。これに対し、前述した2003年刑事司法法は、一罪についての上限を12月とし、総計12月以下という上限を撤廃した（the Criminal Justice Act 2003, ss.154, 155）。

増加させることに懸念がもたれています。すでにお聞きのこととも思われますが、現在監獄は被収容者で溢れているのです。

理由がどうであれまだこの権限は導入されていません。しかしこの1~2年の間に、マジストレイトが現在の95%という以上にその仕事を増やす可能性があります。前述した世論調査機関MORIの報告書が示すところによれば、総選挙があったとしていかなる要素が投票行動に影響しますかという質問に対する回答において、刑事司法は教育、国民健康保険（NHS）そして公共交通機関よりも高い地位にあるのです<sup>(49)</sup>。新聞ではいつも犯罪それも重大な犯罪、さらには恐ろしい犯罪が報道されていることもあって、人々は実際以上に犯罪を恐れているように思われます。また人々は6千万人の人口の下でというコンテキストでものを見ておらず、犯罪記事をそのものとして読み、犯罪に恐怖を抱くのです。政府の視点から見れば、MORIの調査は大惨事です。犯罪は減少しているにも拘らず、公衆はそれが上昇していると考えているのですから。公衆は政府が犯罪を適正に処理しているとは信じていません。政府は自ら手を握り締めてその点につき幾分かの説得を試みています。その報告書からいって、政府にとって重要な問題は量刑です。誰も科刑およびそのレベルについて信用していません。日本のことは知りませんが、ここでは裁判官が4年の拘禁刑を言い渡した場合、監獄でトラブルを引き起こさない限り、実際には2年が刑執行の上限となっています。監獄の過剰収容のために、ほぼ確実に2年より前に釈放されることになっているのです。

しかしこの不満は公衆だけではありません。MORIの報告書は、警察官じしんも同様に刑事司法に信頼を抱いていないことを示しています<sup>(50)</sup>。ここに我々の問題があります。もし刑事司法にかかわる諸機関——CPS、警察、監獄——に対して、当該機関のことについて聞いたとすれば、十分にその任務を遂行し

(49) MORI, *supra* note 19, at 3.

(50) 警察官については、現行の刑事司法手続きを肯定的に理解する者が10%であるのに対して、否定的に解する者は49%に達しており、他の関係者についても——CPSおよび刑事法院関係者を除いて——否定的に見る者の割合が高くなっている（MORI, *supra* note 19, at 6）。

ているとの自信にあふれた回答を得るでしょう。しかし、彼らに刑事司法システム全体について尋ねるとすれば、すぐに自信を失うことになります。それでは公衆の信頼を得るどのようなチャンスがあるのでしょうか。